



平成 24 年 1 月 16 日

各 位

会社名 エレマテック株式会社  
代表者名 代表取締役会長 櫻井 恵  
(コード番号 2715 東証第一部)  
問合せ先 取締役副社長執行役員 磯上 篤生  
(TEL 03-3454-3526)

豊田通商株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当社は、平成 24 年 1 月 16 日開催の取締役会において、豊田通商株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、下記 2. 「当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」(2) 「意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社と公開買付者は、本公開買付けの成立後においても、当社の株式の上場を維持する方針を両社の共通認識としております。

1. 公開買付者の概要

① 名 称	豊田通商株式会社
② 所 在 地	名古屋市中村区名駅四丁目 9 番 8 号（センチュリー豊田ビル）
③ 代表者の役職・氏名	取締役社長 加留部 淳
④ 事 業 内 容	各種物品の国内取引、輸出入取引、外国間取引、建設工事請負、各種保険代理業務等
⑤ 資 本 金	64,936 百万円（平成 23 年 9 月 30 日現在）
⑥ 設 立 年 月 日	昭和 23 年 7 月 1 日
⑦ 大株主及び持株比率	トヨタ自動車(株) 21.57% (株)豊田自動織機 11.12% 日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口） 5.37% 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)（信託口） 4.35% (株)三菱東京UFJ銀行 2.29% 三井住友海上火災保険(株) 1.69% 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)（信託口 9） 1.67%

	㈱三井住友銀行	1.20%
	あいおいニッセイ同和損害保険㈱	1.15%
	日本生命保険相互会社	1.15%
⑧ 上場会社と公開買付者の関係		
資 本 関 係	該当事項はありません。	
人 的 関 係	該当事項はありません。	
取 引 関 係	当社と公開買付者との間に、営業上の取引があります。	
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。	

- (注1) 公開買付者は、自己株式を 4,150,617 株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
- (注2) 上記は、公開買付者が平成 23 年 11 月 14 日付で提出した第 91 期第 2 四半期に係る四半期報告書に基づき作成しております。

## 2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

### (1) 意見の内容

当社は、平成 24 年 1 月 16 日開催の取締役会において、本公開買付けについて、下記(2)「意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

### (2) 意見の根拠及び理由

#### ① 本公開買付けの概要

株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場している当社は、公開買付者との間で、平成 23 年 8 月 1 日付で、公開買付者が当社の議決権の過半数を取得し、両社の事業上の提携等を行うことで、両社のシナジーを実現し、それぞれの企業価値を向上させることを目的として資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。本資本業務提携契約の内容につきましては、下記③「本資本業務提携契約の概要」をご参照下さい。）を締結いたしました。公開買付者は、国内外の競争法に基づき必要な手続及び対応を終えること等を条件として本公開買付けを実施することを予定しておりましたが、今般、国内外の競争法に基づき必要な手続及び対応が完了したことを受けて、本資本業務提携契約に定める公開買付者が公開買付けを開始する条件が充足されたことを確認し、当社の議決権の過半数を取得することを目的として、本公開買付けを平成 24 年 1 月 17 日より開始することにしたとのことです。

本公開買付けにおいては、当社株式 10,441,500 株（当社が平成 23 年 11 月 11 日付で提出した第 66 期第 2 四半期に係る四半期報告書に記載された平成 23 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数 21,152,473 株から当社の平成 23 年 10 月 31 日付平成 24 年 3 月期第 2 四半期決算短信に記載された平成 23 年 9 月 30 日現在当社が保有する自己株式数 678,858 株を除いた株式数 20,473,615 株に占める割合（以下「保有割合」といいます。）にして 51.00%（小数点以下第

三位四捨五入。以下、保有割合の計算において同様です。)に相当する数となります。)が買付予定数の上限として設定されております。そのため、応募株券等の総数が買付予定数の上限を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行われず、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済が行われる予定です。他方、買付予定数の下限は設定されておられませんので、応募株券等の総数が買付予定数の上限(10,441,500株)以下の場合は、応募株券等の全部の買付けが行われる予定です。

また、単元未満株式も本公開買付けの対象となります。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って、株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続に従い買付け等の期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

## ② 本公開買付けに関する意思決定の過程及び理由

添付されております平成23年8月1日付「豊田通商株式会社およびエレマテック株式会社の資本業務提携契約締結のお知らせ」をご参照下さい。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおける買付価格(以下「本公開買付価格」といいます。)を決定するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村証券株式会社(以下「野村証券」といいます。)に対し、当社株式の算定を依頼し、公開買付者は野村証券より平成23年8月1日に受領した株式価値算定書を参考にしたとのことです。そして、公開買付者は、かかる算定書の結果に加えて、当社に対する事業・法務・会計・税務に係るデュー・ディリジェンスの結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて市場価格に付与されたプレミアムの実例、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社の株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募株券等の数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、当社並びに本応募契約の相手方である櫻井恵氏、株式会社エスプランニング(以下「エスプランニング」といいます。)及び大西俊一氏との協議・交渉の結果を踏まえ、公開買付者が当社株主に対して当社の株式の市場価値に適切なプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であると判断し、平成23年8月1日開催の取締役会において本公開買付価格を1株当たり1,540円と決定したとのことです。その後、公開買付者は、国内外の競争法に基づき必要な手続及び対応が完了したことを受けて、本資本業務提携契約に定める公開買付者が公開買付けを開始する条件が充足されたことを確認し、当社の議決権の過半数を取得することを目的として、本公開買付価格をもって本公開買付けを平成24年1月17日より開始することにしたとのことです。なお、公開買付者は、野村証券から、本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を受領していないとのことです。

## ③ 本資本業務提携契約の概要

添付されております平成23年8月1日付「豊田通商株式会社およびエレマテック株式会社の資本業務提携契約締結のお知らせ」をご参照下さい。

④ 本公開買付けに関する意見の根拠

本公開買付価格である1株当たり1,540円は、公開買付者及び当社が本資本業務提携契約の締結に係る公表をした平成23年8月1日の前営業日である平成23年7月29日の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値1,097円に対して40.4%（小数点以下第二位四捨五入。以下、プレミアムの計算において同様です。）、過去1ヶ月間（平成23年6月30日から平成23年7月29日まで）の当社株式の終値の単純平均値1,149円（小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同様です。）に対して34.0%、過去3ヶ月間（平成23年5月2日から平成23年7月29日まで）の当社株式の終値の単純平均値1,069円に対して44.1%、過去6ヶ月間（平成23年1月31日から平成23年7月29日まで）の当社株式の終値の単純平均値1,093円に対して40.9%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。なお、本公開買付価格である1株当たり1,540円は、本日の前営業日である平成24年1月13日の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値1,284円に対して19.9%のプレミアムを加えた金額となります。

当社は、本資本業務提携契約に定めた本公開買付価格の適正性を判断するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であり、かつ、公開買付者及び当社の関連当事者に該当しないフィナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）に当社の株式価値の算定を依頼し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券より当社の株式価値算定書を平成23年7月29日付で受領しております（以下、当該株式価値算定書を「7月株式価値算定書」といいます。）。なお、当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券より、本公開買付価格が財務的見地から当社にとって妥当である旨の意見書を取得していません。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券が7月株式価値算定書において当社株式の価値分析に用いた手法は、市場株価法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）であり、7月株式価値算定書において分析された当社株式の1株当たりの価値は、以下のとおりです。

- (a) 市場株価法 : 1,069円～1,149円
- (b) 類似会社比較法 : 1,241円～1,459円
- (c) DCF法 : 1,431円～1,593円

市場株価法では、平成23年8月1日付「豊田通商株式会社およびエレマテック株式会社の資本業務提携契約締結のお知らせ」による本公開買付けの実施予定の公表をした日の前営業日である平成23年7月29日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社株式の、直近6ヶ月間の終値平均値1,093円、直近3ヶ月間の終値平均値1,069円、直近1ヶ月間の終値平均値1,149円、及び基準日終値1,097円を基に、当社株式の1株当たりの価値は、1,069円～1,149円と分析しております。

類似会社比較法では、当社と事業内容が類似する上場会社の市場株価や収益性等を示す財

務指標との比較を通じて当社の株式価値を算定し、これにより当社株式の1株当たりの価値は、1,241円～1,459円と分析しております。

D C F法では、当社の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、当社が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、当社の資本コストなど一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、これにより当社株式の1株当たりの価値は、1,431円～1,593円と分析しております。

また、当社の取締役会での検討及び意思決定に際しては、公開買付者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、同法律事務所より、本公開買付けの諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、必要な法的助言を受けております。

当社は、7月株式価値算定書の内容及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの法的助言等を踏まえ、平成23年8月1日に当社取締役会（取締役5名中、櫻井恵氏と大西俊一氏を除いた取締役3名が出席）を開催し、本公開買付けの諸条件について検討いたしました。その結果、当社取締役会は、本公開買付けの諸条件、資本業務提携による公開買付者グループとのシナジー効果や補完関係等を総合的に考慮し、本公開買付けは当社の企業価値及び株主共同の利益を向上させると思われることから、本公開買付けが実施された場合には本公開買付けの実施に賛同する旨、及び、本公開買付価格は当社の株主の皆様に対して合理的な価格により当社株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けが実施された場合には当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨することとしたい旨を、当該審議及び決議に参加した当社取締役3名の全員一致で決議いたしました。また、当該取締役会に出席した監査役（監査役3名全員出席）は、いずれも、本公開買付けが実施された場合には当社取締役会が本公開買付けの実施に賛同するとともに当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明することについて、異議を申し述べておりません。

その後、当社は、本公開買付けに関する意見の内容を検討するにあたって、平成23年8月1日付「豊田通商株式会社およびエレマテック株式会社の資本業務提携契約締結のお知らせ」による本公開買付けの実施予定の公表から5ヶ月以上の期間が経過し、その後の市場環境等の変化を考慮する必要があること並びに平成23年10月17日付「業績予想の修正に関するお知らせ」及び平成23年10月31日付平成24年3月期第2四半期決算短信により公表された当社の平成23年度の業績予想修正の影響を考慮する必要があることから、本公開買付価格の適正性を改めて判断するため、その参考資料として三菱UFJモルガン・スタンレー証券より株式価値算定書を平成24年1月13日付で受領しております（以下、当該株式価値算定書を「1月株式価値算定書」といいます。）。なお、当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券より、本公開買付価格が財務的見地から当社にとって妥当である旨の意見書を取得しておりません。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券が1月株式価値算定書において当社株式の価値分析に用いた手法は、市場株価法、類似会社比較法及びD C F法であり、1月株式価値算定書に

において分析された当社株式の1株当たりの価値は、以下のとおりです。

- (a) 市場株価法 : 1,069円～1,149円
- (b) 類似会社比較法 : 1,215円～1,520円
- (c) DCF法 : 1,491円～1,649円

市場株価法では、平成23年8月1日付「豊田通商株式会社およびエレマテック株式会社の資本業務提携契約締結のお知らせ」による本公開買付けの実施予定の公表を通じ、本公開買付けの実施を実質的に織り込む内容で当社の株価が上昇したと考えられることを踏まえ、かかる公表による影響を受ける直前の営業日である平成23年7月29日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社株式の、直近6ヶ月間の終値平均値1,093円、直近3ヶ月間の終値平均値1,069円、直近1ヶ月間の終値平均値1,149円、及び基準日終値1,097円を基に、当社株式の1株当たりの価値は、1,069円～1,149円と分析しております。

類似会社比較法では、当社と事業内容が類似する上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて当社の株式価値を算定し、これにより当社株式の1株当たりの価値は、1,215円～1,520円と分析しております。

DCF法では、当社の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、当社が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、当社の資本コストなど一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、これにより当社株式の1株当たりの価値は、1,491円～1,649円と分析しております。

また、当社の取締役会での検討及び意思決定に際しては、アンダーソン・毛利・友常法律事務所より、本公開買付けの諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、必要な法的助言を受けております。

当社は、1月株式価値算定書の内容及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの法的助言等を踏まえ、平成24年1月16日にも当社取締役会（取締役5名中、櫻井恵氏と大西俊一氏を除いた取締役3名が出席）を開催し、本公開買付けに関する諸条件について、改めて慎重に検討いたしました。その結果、当社取締役会は、本公開買付けは本資本業務提携契約に基づく資本提携の一環であり、当社の企業価値及び株主共同の利益を向上させ、今後の当社の成長に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、当社の株主の皆様に対して合理的な価格により当社株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けの実施に賛同するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を、決議に参加した取締役の全会一致で決議いたしました。また、当該取締役会に出席した監査役（監査役3名全員出席）は、いずれも、当社取締役会が本公開買付けの実施に賛同するとともに当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明することについて、異議を申し述べておりません。

なお、当社の取締役のうち、代表取締役会長である櫻井恵氏及び代表取締役副会長である大西俊一氏は、公開買付者との間で公開買付応募契約をそれぞれ締結しているため、利益相反防止の観点から、本資本業務提携契約の締結及び本公開買付けに関する当社取締役会の審議及び決議には参加していません。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は東京証券取引所市場第一部に上場されておりますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数の上限（10,441,500株）を設定しておりますので、本公開買付け後の公開買付者の当社株式の所有株式数は、最大で10,441,500株（保有割合にして51.00%）にとどまる予定です。本公開買付けは当社の上場廃止を企図したものではありません。当社及び公開買付者は、本公開買付けの成立後においても、当面の間、当社の株式の上場を維持する方針を両社の共通認識としております。

(4) いわゆる二段階買収に関する事項

本公開買付けは、いわゆる二段階買収を予定しているものではありません。

(5) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

① 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けの公正性を担保するための措置として上記(2)④「本公開買付けに関する意見の根拠」に記載のとおり、本公開買付け価格の適正性を判断するにあたり、その参考資料として当社及び公開買付者から独立したフィナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券より7月株式価値算定書及び1月株式価値算定書を受領しております。なお、当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券より、本公開買付け価格が財務的見地から当社にとって妥当である旨の意見書を取得していません。

② 独立した法律事務所からの助言

当社は、取締役会での検討及び意思決定に際しては、当社及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、同法律事務所より、本公開買付けの諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、必要な法的助言を受けております。

③ 利害関係を有しない取締役全員の承認と監査役の見解

当社は、7月株式価値算定書の内容及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの法的助言等を踏まえ、平成23年8月1日に当社取締役会（取締役5名中、櫻井恵氏と大西俊一氏を除いた取締役3名が出席）を開催し、本公開買付けの諸条件について検討いたしました。その結果、当社取締役会は、本公開買付けの諸条件、資本業務提携による公開買付者グループとのシナジー効果や補完関係等を総合的に考慮し、本公開買付けは当社の企業価値及び株主共同の利益を向上させると思われることから、本公開買付けが実施された場合には本公開買付けの実施に賛同する旨、及び、本公開買付け価格は当社の株主の皆様に対して合理的な価格により当社株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けが実施された場合には当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨することとしたい旨を、

当該審議及び決議に参加した当社取締役3名の全員一致で決議いたしました。また、当該取締役会に出席した監査役（監査役3名全員出席）は、いずれも、本公開買付けが実施された場合には当社取締役会が本公開買付けの実施に賛同するとともに当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明することについて、異議を申し述べておりません。

加えて、当社は、平成23年8月1日付「豊田通商株式会社およびエレマテック株式会社の資本業務提携契約締結のお知らせ」による本公開買付けの実施予定の公表から3ヶ月以上の期間が経過し、その後の市場環境等の変化を考慮する必要があること並びに平成23年10月17日付「業績予想の修正に関するお知らせ」及び平成23年10月31日付平成24年3月期第2四半期決算短信により公表された当社の平成23年度の業績予想修正の影響を考慮する必要があることから、平成24年1月16日にも当社取締役会（取締役5名中、櫻井恵氏と大西俊一氏を除いた取締役3名が出席）を開催し、本公開買付けに関する諸条件について、改めて慎重に検討いたしました。その結果、当社取締役会は、本公開買付けは本資本業務提携契約に基づく資本提携の一環であり、当社の企業価値及び株主共同の利益を向上させ、今後の当社の成長に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、当社の株主の皆様に対して合理的な価格により当社株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けの実施に賛同するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を、決議に参加した取締役の全会一致で決議いたしました。また、当該取締役会に出席した監査役（監査役3名全員出席）は、いずれも、当社取締役会が本公開買付けの実施に賛同するとともに当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明することについて、異議を申し述べておりません。

なお、当社の取締役のうち、代表取締役会長である櫻井恵氏及び代表取締役副会長である大西俊一氏は、公開買付者との間で公開買付応募契約をそれぞれ締結しているため、利益相反防止の観点から、本資本業務提携契約の締結及び本公開買付けに関する当社取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

### 3. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

当社は、公開買付者から、公開買付者は、当社の代表取締役会長である櫻井恵氏（保有株式数2,035,808株、保有割合にして9.94%）及び同氏の資産管理会社であるエスプランニング（保有株式数1,812,592株、保有割合にして8.85%）との間で、並びに当社の代表取締役副会長である大西俊一氏（保有株式数624,980株、保有割合にして3.05%）との間で、平成23年8月1日付でそれぞれ公開買付応募契約書を締結し、櫻井恵氏については1,635,808株（保有割合にして7.99%）、エスプランニングについては1,812,592株（保有割合にして8.85%）、大西俊一氏については424,980株（保有割合にして2.08%）を、それぞれ本公開買付けに応募する旨合意しているとの連絡を受けております。また、公開買付者は、櫻井恵氏の配偶者及びその子（保有株式数の合計71,000株、保有割合にして合計0.35%）、並びに大西俊一氏の配偶者（保有株式数215,600株、保有割合にして1.05%）から、その所有する当社株式の全部を本公開買付けに応募する旨の差入証をそれぞれ得ており、よって、合計4,159,980株（保有割合にして



合計 20.32%) について、当社の株主との間で本公開買付けに応募する旨合意していることとなるとのことです。

4. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

5. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

当社は、平成 19 年 6 月 22 日開催の第 61 回定時株主総会において「大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、翌平成 20 年 6 月 20 日開催の第 62 回定時株主総会においてこれを更新しました。同買収防衛策は、平成 23 年 6 月 17 日開催の第 65 回定時株主総会の終結時をもってその有効期間が満了したものの、有効期間満了前に行われた大規模買付行為の提案に対しては引き続き同買収防衛策が適用されますが、本公開買付けに関しては、平成 23 年 8 月 1 日開催の当社取締役会においてこれを承認し、本公開買付けが、同買収防衛策に規定する大規模買付行為には該当しないこととする旨を決議しております。

6. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

7. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

8. 今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針

本公開買付け後の方針については、上記 2. 「当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」(3) 「上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照下さい。

(2) 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けが平成 24 年 3 月期の業績予想に与える影響は軽微であります。また、本公開買付けを通じた資本業務提携により、将来的に当社にとって事業上のシナジー効果が期待されますが、業務提携の具体的な内容につきましては、本公開買付けの終了後に両社が「業務提携に関する委員会」を設置して次期以降の計画を策定していく予定であり、今後具体的な内容が固まったところで公表する予定であります。

(ご参考)

①公開買付者及び当社が平成 23 年 8 月 1 日に公表した添付資料「豊田通商株式会社およびエレマテック株式会社の資本業務提携契約締結のお知らせ」及び②公開買付者が本日公表した添付資料「エレマテック株式会社株券に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」をご参照下さい(な

お、②にも①が添付されておりますが、本プレスリリースではその添付を省略しております。)

以上

平成 23 年 8 月 1 日

各 位

会 社 名 豊田通商株式会社  
代表者 取締役社長 加留部 淳  
(コード：8015、東証第一部)  
問合せ先 渉外広報部長 服部 治行  
(TEL. 03-4306-8200)

会 社 名 エレマテック株式会社  
代表者 代表取締役会長 櫻井 恵  
(コード：2715、東証第一部)  
問合せ先 取締役副社長執行役員 磯上 篤生  
(TEL. 03-3454-3526)

### 豊田通商株式会社およびエレマテック株式会社の資本業務提携契約締結のお知らせ

豊田通商株式会社（以下「豊田通商」といいます。）およびエレマテック株式会社（以下「エレマテック」といいます。）は、平成 23 年 8 月 1 日開催の両社の取締役会決議に基づき、資本業務提携契約（以下「本契約」といいます。）を締結いたしました。今後、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により、豊田通商によるエレマテックの議決権の過半数の取得を目指してまいります。なお、豊田通商とエレマテックは、本公開買付けの成立後においても、エレマテックの株式の上場を維持する方針を両社の共通認識としております。

本公開買付けにつきましては、国内外の競争法に基づき必要な手続および対応を終えること等の条件が充足された場合、速やかに実施致します。なお、国内外の競争法当局における手続等には一定の時間がかかることが予想されますので、進捗状況につきましては、遅くとも平成 23 年 10 月末を目処にお知らせする予定です。

### 記

#### 1. 資本業務提携の理由

豊田通商は、昭和 23 年に「日新通商」として設立され、トヨタグループの商社として自動車関連事業を中心に着実に成長を遂げてまいりました。平成 18 年には自動車分野以外の多彩な事業展開を背景に幅広い顧客層を持つ総合商社の株式会社トーメンと合併し、両社のシナジーを最大限に発揮しながら、総合商社として幅広い事業分野で豊かな社会の実現に向けた取り組みを展開しています。中でも重要な戦略事業の一つに位置付けているエレクトロニクス分野では、半導体代理店ビジネスをメインとする株式会社トーメンエレクトロニクス（東証一部上場）、株式会社トーメンデバイス（東証一部上場）および株式会社豊通エレクトロニクス（非上場、100%子会社）、電子部品ビジネスをメインとする株式会社トムキ（非上場、100%子会社）など電子デバイス取扱いグループ会社を有し、電子デバイス関連事業において連結ベースで約 4,500 億円（平成 23 年 3 月期ベース）の売上規模を誇っており、電子デバイス商社グループとしては日本では最大手のプレーヤーです。また、システム構築およびシステムインフラ構築を担当する株式会社豊通シスコムや、携帯電話端末販売を担当する株式会社 TD モバイルなどのグループ会社を含めると、売上規模約 5,500 億円となり、エレクトロニクス関連事業は豊田通商の中核事業分野の一つとなっています。これまで、豊田通商グループのエレクトロニクス関連事業は、半導体・電子部品関連事業をメインとして、日系電機セットメーカーや日系自動車メーカーの成長とともに取扱いを拡大してきました。一方で、豊田通商グループの長期経営方針である、自動車分野で培った機能、ノウハウを横展開することにより、自動車分野以外の事業とのシナジーを創出し「第 2、第 3 の柱」を育成・確立するという方針に従い、今後の新たな価値創造とさらなる飛躍に向けて半導体・電子部品関連のみならず、他のエレクトロニクス関連事業での更なる事業の拡大が必要と考えております。

エレマテックは、昭和 22 年 4 月に電気絶縁材料等の販売を目的に「高千穂電気株式会社」として設立された独立系エレクトロニクス商社で、現在は、液晶、携帯電話、TV 向け等のカスタマイズした電気・電子材料等の販売を行っております。顧客数 4,800 社、仕入先数 4,600 社と幅広い営業基盤を持ち、国内外 55 拠点のネットワークを生かし、日本国内および中国アジア地域を主に、北米および東欧でもビジネスを展開しております。また、平成 21 年 10 月に、従来手薄であった関西系顧客をメインとする大西電気株式会社との合併により「エレマテック株式会社」に社名変更し、その経営基盤をより強固なものに固めております。一方、エレマテックの主要顧客である日系エレクトロニクスメーカーは、グローバルな競争に勝ち抜く製品を製造するために、より高性能な部材の調達を行い、更に、組み立てコストと輸送コストを掛け合わせた最適な製造拠点を確保する等の施策を次々に行っております。そのような状況下において、エレマテックとしても、より高度化していく顧客の様々な要望にこたえるため、そして、海外エレクトロニクスメーカーや海外 EMS メーカーへの販売を拡大する上で、迅速かつ効率的なグローバル展開、商品提案力の強化、商権を獲得するための投融資等の施策をタイムリーに行っていく必要性を強く認識し、これらを早期に実現し得る新たなビジネスパートナーを探しておりました。また、高度なエレクトロニクス化が進んでいる自動車業界は、エレマテックにとって大きな成長分野であることから、そこにいち早くビジネスを展開していく必要性も強く認識しておりました。

元来、技術革新のスピードが速く、顧客ニーズが多様化しているエレクトロニクス業界では、昨今の世界経済の急激な変動の中で、情勢の変化が一層加速しております。このような状況の中で、豊田通商グループにおいては、豊田通商グループにエレマテックを迎え入れ、業務提携を行うことで営業面でのシナジーが期待できると考え、エレマテックとの間で、平成 23 年 4 月頃から資本および業務提携について具体的な協議を開始し、その後継続してまいりました。その結果、エレマテックが、豊田通商グループと関係が深い自動車関連、アミューズ関連および半導体関連向けの拡販を今後の成長戦略としていることから、豊田通商グループとのシナジー効果が高く、さらに両社は取扱い製品および販売ルートに関する強い補完関係を有し、技術や人材の交流によりお互いの強みを生かすことで、顧客へのサービスの拡充を図ることが可能であるとの共通認識に至りました。

そして、上記協議を通じ、エレマテックが当面の間上場会社としての地位を継続し、上場会社として経営の自主性を維持する意向があることを勘案しつつ、豊田通商およびエレマテック双方の企業価値の向上を図ることを目的として、平成 23 年 8 月 1 日付けで本契約を締結致しました。

## 2. 資本業務提携の内容等

### (1) 資本提携の内容

#### ①本公開買付けの実施

豊田通商は、国内外の競争法に基づき必要な手続および対応を終えること等の条件が充足された場合に、エレマテックの普通株式（以下「エレマテック株式」といいます。）10,441,500 株（エレマテックの発行済株式総数 21,152,473 株からエレマテックの第 65 期有価証券報告書に記載された平成 23 年 3 月 31 日現在同社が保有する自己株式数 678,658 株を除いた株式数 20,473,815 株に占める割合（以下「保有割合」といいます。）にして 51.0%（小数点以下第三位四捨五入。以下、保有割合の計算において同様です。）に相当する数となります。）を取得し、エレマテックの議決権の過半数の取得を目的とする公開買付けを実施する予定です。本公開買付けを開始する場合には、買付価格は、エレマテック株式 1 株当たり 1,540 円とすることを予定しております。なお、豊田通商は、豊田通商およびエレマテックから独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社より、平成 23 年 8 月 1 日に株式価値算定書を受領しております。但し、野村證券株式会社より、本公開買付けの買付価格が財務的見地から豊田通商にとって妥当である旨の意見書は受領しておりません。

本公開買付けにおいては、エレマテックの議決権の 51.0%に相当する株式数を買付予定数の上限として設定する予定です。そのため、応募株券等の総数が買付予定数の上限を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わず、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）第 27 条の 13 第 5 項および発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行う予定です。他方、買付予定数の下限は設定しない予定

ですので、応募株券等の総数が買付予定数の上限以下である場合は、応募株券等の全部の買付けを行う予定です。

一方、エレマテックは、エレマテックおよび豊田通商から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社より、平成23年7月29日に株式価値算定書を受領しております。但し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社より、本公開買付けの買付価格が財務的見地からエレマテックにとって妥当である旨の意見書は受領していません。

エレマテックは、本公開買付けの実施日が確定した時点で、本公開買付けに賛同を表明し、かつ、エレマテックの株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する予定です。

なお、エレマテックは、平成19年6月22日開催の第61回定時株主総会において「大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、翌平成20年6月20日開催の第62回定時株主総会においてこれを更新しました。同買収防衛策は、平成23年6月17日開催の第65回定時株主総会の終結時をもってその有効期間が満了したものの、有効期間満了前に行われた大規模買付行為の提案に対しては引き続き同買収防衛策が適用されますが、本公開買付けに関しては、平成23年8月1日開催のエレマテックの取締役会においてこれを承認し、本公開買付けが、同買収防衛策に規定する大規模買付行為には該当しないこととする旨を決議しております。

また、豊田通商は、エレマテックの大株主である櫻井恵氏（保有株式数2,035,808株、保有割合にして9.9%）、株式会社エスプランニング（保有株式数1,812,592株、保有割合にして8.9%）、および大西俊一氏（保有株式数624,980株、保有割合にして3.1%）のそれぞれとの間で、平成23年8月1日付けで公開買付応募契約書を締結し、櫻井恵氏、大西俊一氏についてはその所有するエレマテック株式のうち、それぞれ1,635,808株、424,980株を、株式会社エスプランニングについてはその所有するエレマテック株式全部を本公開買付けに応募し、櫻井恵氏一族（保有株式数71,000株、保有割合にして0.4%）、および大西俊一氏一族（保有株式数215,600株、保有割合にして1.1%）については、それぞれ櫻井恵氏および大西俊一氏をして、その所有するエレマテック株式の全部を本公開買付けに応募せしむる旨の合意をしております。よって、応募の合意のある合計株式数は4,159,980株、割合にして20.3%となります。

## ②豊田通商が本公開買付けにより買い付けるエレマテック株式の数等

本公開買付け前の所有株式数	0株（自己株式控除後発行済株式総数に対する割合 0%）
買付予定株式数	10,441,500株（自己株式控除後発行済株式総数に対する割合 51.0%）
本公開買付け後の所有予定株式数	10,441,500株（自己株式控除後発行済株式総数に対する割合 51.0%）
買付予定価格	1,540円/株

(注1) 「自己株式控除後発行済株式総数に対する割合」の計算においては、エレマテックの発行済株式総数21,152,473株からエレマテックの第65期有価証券報告書に記載された平成23年3月31日現在同社が保有する自己株式数678,658株を除いた株式数20,473,815株を分母として計算しております。（但し、少数点以下第三位四捨五入）

### (2) 本契約の内容

豊田通商とエレマテックは、本契約において、大要以下の事項等について合意しております。

#### (i) 業務提携

・豊田通商およびエレマテックは、相互にビジネスパートナーとして、①販売チャネルの共有、②物流機能の活用・集約、③技術・ノウハウの相互提供、共同研究、④人材交流の分野における業務提携を協議する。

- ・豊田通商およびエレマテックは、本公開買付け成立後、業務提携の具体的な内容を検討するため、共同で「業務提携に関する委員会」を設置の上、業務提携の具体化について協議する。

(ii) 本公開買付けの実施

- ・豊田通商は、国内外の競争法に基づき必要な手続および対応を終えること等の条件が充足された場合、本公開買付けを実施する。
- ・豊田通商が本公開買付けによりエレマテックの議決権の過半数を取得できなかった場合において、豊田通商がエレマテックの議決権の過半数を取得するためエレマテック株式の追加取得を行うことを希望する場合、豊田通商およびエレマテックは、その方策について協議し、エレマテックは豊田通商がエレマテックの議決権の過半数を取得できるよう最大限協力する。

(iii) 本公開買付け後の経営体制

- ・豊田通商およびエレマテックは、エレマテックが、本公開買付け成立後最初に開催される定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）より5年の間、本契約締結時点の取締役のうち取締役在任中の取締役からエレマテックの代表取締役社長1名を選出する意向を有していること、および、豊田通商が、合理的な理由がある場合を除き、当該期間かかる意向に協力する意思があることを相互に確認する。
- ・豊田通商は、本公開買付け成立後、(a)豊田通商のエレマテックに対する議決権比率がエレマテック株式の追加取得等によるものも含めて40%以上の場合、エレマテックの取締役の過半数（当面の間、常勤取締役1名を除き、非常勤取締役とする。）および非常勤監査役の1名を、(b)豊田通商のエレマテックに対する議決権比率がエレマテック株式の追加取得等によるものも含めて40%未満の場合、当該議決権比率に応じた数（但し、1名を下回らない数とする。）のエレマテックの取締役（常勤取締役1名を除き、非常勤取締役とする。）および非常勤監査役1名を指名することができるものとする。
- ・エレマテックは、本定時株主総会およびその後の株主総会において、豊田通商が指名する者を取締役候補者とする取締役選任議案、監査役候補者とする監査役選任議案を上程するものとし、かかる議案が全て承認可決されるよう最大限努力する。
- ・本公開買付けが成立した場合、エレマテックは、豊田通商の関係会社として、一定の事項について、豊田通商の事前の書面による承諾を取得し（定款変更、剰余金の配当、資本金の変更、合併等の組織再編、豊田通商の議決権割合又は持株割合を希釈化させるおそれのある行為等）、豊田通商との間で事前に協議し、又は、豊田通商に対して報告・情報提供をする。

(iv) 上場維持

- ・豊田通商は、本公開買付け成立後当面の間、合理的な理由がある場合を除き、エレマテックの上場維持に関してエレマテックの取締役の意向を尊重する。

(v) 豊田通商保有株式

- ・豊田通商は、その保有するエレマテック株式の全部又は一部について、第三者（豊田通商の子会社又は関連会社を除く。）への譲渡、又は質権若しくは譲渡担保権その他の担保権の設定等の処分をしようとする場合には、予めエレマテックと誠実に協議する。

### 3. 両社の概要

#### (1) 豊田通商の概要

① 商号	豊田通商株式会社
② 本店所在地	名古屋市中村区名駅四丁目9番8号（センチュリー豊田ビル）
③ 代表者の役職・氏名	取締役社長 加留部 淳
④ 事業内容	各種物品の国内取引、輸出入取引、外国間取引、建設工事請負、各種保険代理業務等
⑤ 資本金の額	64,936 百万円（連結）

⑥ 設 立 年 月 日	昭和23年7月1日		
大株主および持株比率 ⑦ (平成23年3月31日現在)	トヨタ自動車(株)	21.8%	
	(株)豊田自動織機	11.2%	
	日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	4.9%	
	日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	4.2%	
	(株)三菱東京UFJ銀行	2.3%	
⑧ 豊田通商とエレマテックとの関係等			
資 本 関 係	該当事項はありません。		
取 引 関 係	豊田通商とエレマテックとの間に、営業上の取引があります。		
人 的 関 係	該当事項はありません。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。		
⑨ 豊田通商の最近3年間の連結経営成績および連結財政状態			
	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
連 結 純 資 産	586,996 百万円	650,215 百万円	667,378 百万円
連 結 総 資 産	2,130,089 百万円	2,274,547 百万円	2,436,248 百万円
一株当たり連結純資産	1,515.64 円	1,671.68 円	1,703.06 円
連 結 売 上 高	6,286,996 百万円	5,102,261 百万円	5,743,649 百万円
連 結 営 業 利 益	91,017 百万円	55,591 百万円	85,297 百万円
連 結 経 常 利 益	98,396 百万円	67,379 百万円	104,218 百万円
連 結 当 期 純 利 益	40,224 百万円	27,339 百万円	47,169 百万円
一株当たり連結当期純利益	114.73 円	78.08 円	134.78 円
一 株 当 たり 配 当 金	26.00 円	16.00 円	28.00 円

(注) 「大株主の状況および持株比率」欄の出資比率は、豊田通商の自己株式(4,144,005株)を控除して計算しております。

## (2) エレマテックの概要

① 商 号	エレマテック株式会社		
② 本 店 所 在 地	東京都港区三田三丁目5番27号		
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役会長 櫻井 恵		
④ 事 業 内 容	エレクトロニクス専門商社		
	・電気材料、電子部品およびオプティカル部品・材料等の販売 ・上記部材の輸出入および加工		
⑤ 資 本 金 の 額	2,142 百万円 (連結)		
⑥ 設 立 年 月 日	昭和22年4月28日		
大株主および持株比率 ⑦ (平成23年3月31日現在)	櫻井 恵	9.9%	
	株式会社エスプランニング	8.9%	
	ビービーエイチ フォー ファイデリティー ロープライス ストック フ アンド (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	8.7%	
	エレマテック社員持株会	7.0%	
	竹田 和平	3.5%	

⑧ エレマテックと豊田通商との関係等			
資 本 関 係	該当事項はありません。		
取 引 関 係	エレマテックと豊田通商との間に、営業上の取引があります。		
人 的 関 係	該当事項はありません。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。		
⑨ エレマテックの最近3年間の連結経営成績および連結財政状態			
	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
連 結 純 資 産	23,705百万円	26,895百万円	27,826百万円
連 結 総 資 産	38,592百万円	51,987百万円	56,091百万円
一 株 当 たり 連 結 純 資 産	1,288.22円	1,297.27円	1,349.03円
連 結 売 上 高	86,455百万円	88,299百万円	110,614百万円
連 結 営 業 利 益	2,293百万円	2,905百万円	4,113百万円
連 結 経 常 利 益	2,605百万円	2,988百万円	3,784百万円
連 結 当 期 純 利 益	1,666百万円	1,868百万円	2,450百万円
一 株 当 たり 連 結 当 期 純 利 益	91.10円	95.46円	119.68円
一 株 当 たり 配 当 金	30.00円	30.00円	40.00円

(注) 「大株主および持株比率」欄の出資比率は、エレマテックの自己株式(678,658株)をそれぞれ控除して計算しております。

#### 4. 日程

資本業務提携契約締結日 平成23年8月1日

#### 5. 今後の見通し

本契約締結日以降、公開買付けにかかる国内外の競争法関連クリアランス取得まで時間がかかることを鑑み、今期の業績に大きなインパクトは生じない見通しですが、両社の業績に重要な影響を及ぼすことが明らかになった場合には、適時に開示致します。また、本公開買付けの成立後当面の間、エレマテック株式の上場を維持する方針を両社は共通認識としております。

(参考) 当期連結業績予想および前期連結実績

##### (1) 豊田通商

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期連結業績予想 (平成24年3月期)	5,800,000百万円	86,000百万円	100,000百万円	47,000百万円
前期連結実績 (平成23年3月期)	5,743,649百万円	85,297百万円	104,218百万円	47,169百万円

(注) 当期連結業績予想は平成23年6月14日公表分

##### (2) エレマテック

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期連結業績予想 (平成24年3月期)	112,000百万円	3,900百万円	4,000百万円	2,650百万円
前期連結実績 (平成23年3月期)	110,614百万円	4,113百万円	3,784百万円	2,450百万円

(注) 当期連結業績予想は平成23年5月10日公表分

以上



**【インサイダー規制】**

このプレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第 166 条第 3 項および第 167 条第 3 項ならびに同施行令第 30 条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、このプレスリリースの発表（平成 23 年 8 月 1 日午後 東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された時刻）から 12 時間を経過するまでは、豊田通商およびエレマテックの株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、豊田通商およびエレマテックは一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

**【勧誘規制】**

このプレスリリースは、本契約の締結を一般に公表するための記者発表文であり、本公開買付けに係る売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。本公開買付けが開始された場合において、売付け等の申込みまたは買付け等の申込みに対する承諾をされる際は、必ず本公開買付けの公開買付者である豊田通商が作成する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みの勧誘、購入の申込みに該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

**【将来予測】**

このプレスリリースには、豊田通商が本公開買付けによりエレマテック株式を取得した場合における、豊田通商およびエレマテックの経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載しています。実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。

**【その他の国】**

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースは、本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘を構成するものではなく、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。

平成 24 年 1 月 16 日

各 位

会 社 名 豊田通商株式会社  
代表者名 取締役社長 加留部 淳  
(コード：8015、東証・名証第 1 部)  
問合せ先 渉外広報部 服部 治行  
(TEL. 03-4306-8200)

### エレマテック株式会社株券に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

豊田通商株式会社（以下「公開買付者」又は「当社」といいます。）は、平成 23 年 8 月 1 日付プレスリリース「豊田通商株式会社およびエレマテック株式会社の資本業務提携契約締結のお知らせ」において、エレマテック株式会社（コード番号：2715 東証第一部、以下「対象者」といいます。）との間で資本業務提携契約を締結し、同社の株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを公表しております。

本公開買付けにつきまして、国内外の競争法に基づき必要な手続及び対応が完了し、当社は本公開買付けを平成 24 年 1 月 17 日から開始することにいたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 1. 買付け等の目的

##### (1) 本公開買付けの概要

当社は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場している対象者との間で、平成 23 年 8 月 1 日付で、対象者の議決権の過半数を取得し、両社の事業上の提携等を行うことで、両社のシナジーを実現し、それぞれの企業価値を向上させることを目的として資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結し、国内外の競争法に基づき必要な手続及び対応を終えること等を条件として本公開買付けを実施することを予定しておりました。今般、国内外の競争法に基づき必要な手続及び対応が完了したことを受けて、当社は、本資本業務提携契約に定める当社が公開買付けを開始する条件が充足されたことを確認し、対象者の議決権の過半数を取得することを目的として、本公開買付けを平成 24 年 1 月 17 日より開始することにいたしました。なお、対象者によれば、本日、対象者は取締役会を開催して改めて慎重に検討した結果、本公開買付けの実施に賛同するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を、決議に参加した取締役の全会一致で決議したとのことです。

本公開買付けにおいては、10,441,500 株（対象者が平成 23 年 11 月 11 日付で提出した第 66 期第 2 四半期報告書に記載された平成 23 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数 21,152,473 株から対象者の平成 23 年 10 月 31 日付平成 24 年 3 月期第 2 四半期決算短信に記載された平成 23 年 9 月 30 日現在対象者が保有する自己株式数 678,858 株を除いた株式数 20,473,615 株に占める割合（以下「保有割合」といいます。）にして 51.00%（小数点以下第三位四捨五入。以下、保有割合の計算において同様です。）に相当する数となります。）を買付予定数の上限として設定しております。そのため、応募株券等の総数が買付予定数の上限（10,441,500 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わず、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含み、以下「府令」といいます。）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。他方、買付予定数の下限は設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の上限（10,441,500 株）以下の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。また、本公開買付けにおける買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）である 1 株当たり 1,540 円は、当社及び対象者が本資本業務提携契約の締結及び本公開買付けに係る公表をした平成 23 年 8 月 1 日の前営業日である平成 23 年 7 月 29 日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終

値 1,097 円に対して 40.4% (小数点以下第二位を四捨五入、以下プレミアムの計算において同じ。)、過去 1 ヶ月間 (平成 23 年 6 月 30 日から平成 23 年 7 月 29 日まで) の対象者株式の終値の単純平均値 1,149 円 (小数点以下を四捨五入、以下終値の単純平均値の計算において同じ。) に対して 34.0%、過去 3 ヶ月間 (平成 23 年 5 月 2 日から平成 23 年 7 月 29 日まで) の対象者株式の終値の単純平均値 1,069 円に対して 44.1%、過去 6 ヶ月間 (平成 23 年 1 月 31 日から平成 23 年 7 月 29 日まで) の対象者株式の終値の単純平均値 1,093 円に対して 40.9%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。なお、本公開買付価格である 1 株当たり 1,540 円は、本日の前営業日である平成 24 年 1 月 13 日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値 1,284 円に対して 19.9%のプレミアムを加えた金額となります。

対象者によれば、対象者は、本日開催の対象者の取締役会において、代表取締役会長である櫻井恵氏及び代表取締役副会長である大西俊一氏を除く対象者取締役全員が出席し本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付けは本資本業務提携契約に基づく資本提携の一環であり、対象者の企業価値及び株主共同の利益を向上させ、今後の対象者の成長に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、当該審議及び決議に参加した対象者取締役全 3 名の全員一致で、本公開買付けの実施に賛同するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことです。また、対象者の監査役は、いずれも、対象者の取締役会がかかる意見を表明することについて異議を申し述べていないとのことです。なお、対象者の取締役のうち、代表取締役会長である櫻井恵氏及び代表取締役副会長である大西俊一氏は、当社との間で本応募契約 (以下に定義します。) をそれぞれ締結しているため、利益相反防止の観点から、本資本業務提携契約の締結及び本公開買付けに関する対象者取締役会の審議及び決議には参加していないとのことです。

なお、対象者によれば、対象者は、平成 19 年 6 月 22 日開催の第 61 回定時株主総会において「大規模買付行為に関する対応策 (買収防衛策)」を導入し、翌平成 20 年 6 月 20 日開催の第 62 回定時株主総会においてこれを更新しました。同買収防衛策は、平成 23 年 6 月 17 日開催の第 65 回定時株主総会の終結時をもってその有効期間が満了したものの、有効期間満了前に行われた大規模買付行為の提案に対しては引き続き同買収防衛策が適用されますが、本公開買付けに関しては、平成 23 年 8 月 1 日開催の対象者の取締役会においてこれを承認し、本公開買付けが、同買収防衛策に規定する大規模買付行為には該当しないこととする旨を決議しているとのことです。

また、当社は、対象者の代表取締役会長である櫻井恵氏 (保有株式数 2,035,808 株、保有割合にして 9.94%) 及び同氏の資産管理会社である株式会社エスプランニング (保有株式数 1,812,592 株、保有割合にして 8.85%。以下「エスプランニング」といいます。) との間で、並びに対象者の代表取締役副会長である大西俊一氏 (保有株式数 624,980 株、保有割合にして 3.05%) との間で、平成 23 年 8 月 1 日付でそれぞれ公開買付応募契約書 (以下、それぞれ「櫻井氏応募契約」及び「大西氏応募契約」といい、これらを総称して「本応募契約」といいます。) を締結し、櫻井恵氏については 1,635,808 株 (保有割合にして 7.99%)、エスプランニングについては 1,812,592 株 (保有割合にして 8.85%)、大西俊一氏については 424,980 株 (保有割合にして 2.08%)、をそれぞれ本公開買付けに応募する旨合意しております。また、当社は、櫻井氏一族 (後記「(4) 本公開買付けに関する重要な合意」において定義します。) (保有株式数の合計 71,000 株、保有割合にして合計 0.35%)、及び大西俊一氏の配偶者 (保有株式数 215,600 株、保有割合にして 1.05%) から、その所有する対象者株式の全部を本公開買付けに応募する旨の差入証をそれぞれ得ております。よって、当社は、合計 4,159,980 株 (保有割合にして合計 20.32%) について対象者の株主から本公開買付けに応募する旨の同意を得ていることとなります (本応募契約等の内容につきましては、後記「(4) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照下さい。)

## (2) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、東京証券取引所市場第一部に上場されておりますが、本公開買付けにおいては買付予定数の上限 (10,441,500 株) を設定しておりますので、本公開買付け後の当社の対象者の株式の所有株式数は、最大で 10,441,500 株 (保有割合にして 51.00%) にとどまる予定です。また、当社及び対象者は、本公開買付けの成立後においても、当面の間、対象者の株式の上場を維持する方針を両社の共通認識と

しております。

(3) 本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針

添付しております平成 23 年 8 月 1 日付プレスリリース「豊田通商株式会社およびエレマテック株式会社の資本業務提携契約締結のお知らせ」をご参照下さい。

(4) 本公開買付けに関する重要な合意

①本資本業務提携契約

添付しております平成 23 年 8 月 1 日付プレスリリース「豊田通商株式会社およびエレマテック株式会社の資本業務提携契約締結のお知らせ」をご参照下さい。

②櫻井氏応募契約

当社は、対象者の代表取締役会長である櫻井恵氏（保有株式数 2,035,808 株、保有割合にして 9.94%）及びエスプランニング（保有株式数 1,812,592 株、保有割合にして 8.85%）との間で、平成 23 年 8 月 1 日付で公開買付応募契約書を締結し、大要以下の事項等について合意しております。

(i) 応募の合意

・櫻井恵氏はその所有する全ての対象者株式 2,035,808 株のうち 1,635,808 株（保有割合にして 7.99%）、及びエスプランニングはその所有する全ての対象者株式 1,812,592 株（保有割合にして 8.85%）について、本公開買付けに応募し、櫻井恵氏の配偶者（保有株式数 19,000 株、保有割合にして 0.09%）及びその子（保有株式数 52,000 株、保有割合にして 0.25%）（以下配偶者と併せて「櫻井氏一族」と総称します。）をして、各自が所有する対象者株式の全部を本公開買付けに応募させる。

(ii) 本公開買付け成立後の櫻井会長の地位及び待遇

・櫻井氏応募契約に従って櫻井恵氏及びエスプランニングが本公開買付けに応募し本公開買付けが成立した場合、当社は、櫻井恵氏が、本定時株主総会から一定期間、対象者の代表取締役会長としての地位において職務を遂行する意向を有していることを確認し、対象者の株主として、かかる意向に協力するよう最大限の努力を行う。

③大西氏応募契約

当社は、対象者の代表取締役副会長である大西俊一氏（保有株式数 624,980 株、保有割合にして 3.05%）との間で、平成 23 年 8 月 1 日付で公開買付応募契約書を締結し、大西俊一氏は、その所有する全ての対象者株式 624,980 株のうち 424,980 株（保有割合にして 2.08%）について、本公開買付けに応募し、同氏の配偶者（保有株式数 215,600 株、保有割合にして 1.05%）をして、その所有する対象者株式の全部を本公開買付けに応募させること等を合意しております。

④櫻井氏一族及び大西俊一氏の配偶者からの差入証

当社は、櫻井氏一族（保有株式数の合計 71,000 株、保有割合にして合計 0.35%）、及び大西俊一氏の配偶者（保有株式数 215,600 株、保有割合にして 1.05%）から、その所有する対象者株式の全部を本公開買付けに応募する旨の差入証をそれぞれ取得しております。

(5) 本公開買付け後の、対象者の株券等をさらに取得する予定の有無、理由、内容

当社は、対象者の議決権の過半数を取得することを企図しており、本公開買付けによりその目的を達した場合には、現時点で、本公開買付け後に対象者の株券等の追加取得を行うことは予定しておりません。また、当社が本公開買付けにより対象者の議決権の過半数を取得できなかった場合において、当社が対象者の議決権の過半数を取得するため対象者株式の追加取得を行うことを希望する場合、当社及び対象者は、その方策について協議する予定です。

## 2. 買付け等の概要

### (1) 対象者の概要

①	名 称	エレマテック株式会社																				
②	所 在 地	東京都港区三田三丁目5番27号																				
③	代表者の役職・氏名	代表取締役会長 櫻井 恵																				
④	事 業 内 容	エレクトロニクス専門商社 ・電気材料、電子部品及び機構部品等の販売 ・上記部材の輸出入及び加工																				
⑤	資 本 金	2,142百万円（平成23年9月30日現在）																				
⑥	設 立 年 月 日	昭和22年4月28日																				
⑦	大株主及び持株比率 （平成23年9月30日現在）	<table border="1"> <tr> <td>櫻井 恵</td> <td>9.94%</td> </tr> <tr> <td>株式会社エスプランニング</td> <td>8.85%</td> </tr> <tr> <td>ビービーエイチ フォー ファイデリティー ロープライス ス トック フアンド（常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀 行）</td> <td>7.79%</td> </tr> <tr> <td>エレマテック社員持株会</td> <td>6.22%</td> </tr> <tr> <td>エレマテック株式会社</td> <td>3.31%</td> </tr> <tr> <td>竹田 和平</td> <td>3.09%</td> </tr> <tr> <td>大西 俊一</td> <td>3.05%</td> </tr> <tr> <td>モルガンスタンレーアンドカンパニーインターナショナルピー エルシー（常任代理人 モルガン・スタンレーMUF G証券株 式会社）</td> <td>1.98%</td> </tr> <tr> <td>株式会社三井住友銀行</td> <td>1.56%</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）</td> <td>1.50%</td> </tr> </table>	櫻井 恵	9.94%	株式会社エスプランニング	8.85%	ビービーエイチ フォー ファイデリティー ロープライス ス トック フアンド（常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀 行）	7.79%	エレマテック社員持株会	6.22%	エレマテック株式会社	3.31%	竹田 和平	3.09%	大西 俊一	3.05%	モルガンスタンレーアンドカンパニーインターナショナルピー エルシー（常任代理人 モルガン・スタンレーMUF G証券株 式会社）	1.98%	株式会社三井住友銀行	1.56%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1.50%
櫻井 恵	9.94%																					
株式会社エスプランニング	8.85%																					
ビービーエイチ フォー ファイデリティー ロープライス ス トック フアンド（常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀 行）	7.79%																					
エレマテック社員持株会	6.22%																					
エレマテック株式会社	3.31%																					
竹田 和平	3.09%																					
大西 俊一	3.05%																					
モルガンスタンレーアンドカンパニーインターナショナルピー エルシー（常任代理人 モルガン・スタンレーMUF G証券株 式会社）	1.98%																					
株式会社三井住友銀行	1.56%																					
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1.50%																					
⑧	上場会社と対象者の関係																					
	資 本 関 係	該当事項はありません。																				
	人 的 関 係	該当事項はありません。																				
	取 引 関 係	当社と対象者との間に、営業上の取引があります。																				
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。																				

（注）「大株主及び持株比率」欄の出資比率は、エレマテックの自己株式（678,858株）をそれぞれ控除して計算しております。

### (2) 日程等

#### ① 日程

取 締 役 会 決 議 日	平成23年8月1日（月曜日）
公 開 買 付 開 始 公 告 日	平成24年1月17日（火曜日）
公 告 掲 載 新 聞 名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス <a href="http://info.edinet-fsa.go.jp/">http://info.edinet-fsa.go.jp/</a> ）
公 開 買 付 届 出 書 提 出 日	平成24年1月17日（火曜日）

#### ② 届出当初の買付け等の期間

平成24年1月17日（火曜日）から平成24年2月27日（月曜日）まで（30営業日）

#### ③ 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

該当事項はありません。

### (3) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金1,540円

### (4) 買付け等の価格の算定根拠等

#### ① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）に対し、対象者株式の算定を依頼し、当社は野村証券より平成23年8月1日に受領した株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を参考にいたしました。そして、当社はかかる算定書の結果に加えて、対象者に対する事業・法務・会計・税務にかかるデュー・ディリジェンスの結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて市場価格に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募株券等の数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者並びに本応募契約の相手方である櫻井恵氏、エスプランニング及び大西俊一氏との協議・交渉の結果を踏まえ、当社が対象者株主に対して対象者の株式の市場価値に適切なプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であると判断し、平成23年8月1日開催の取締役会において本公開買付価格を1株当たり1,540円と決定いたしました。

なお、当社は、野村証券から、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を受領していません。

本株式価値算定書によると、野村証券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行っております。

本株式価値算定書によると、採用した各手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

(a)	市場株価平均法	:	1,069円～1,149円
(b)	類似会社比較法	:	693円～1,299円
(c)	DCF法	:	1,039円～2,128円

市場株価平均法では、当社が本資本業務提携契約の締結及び本公開買付けに係る公表をした平成23年8月1日の前営業日である平成23年7月29日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者株式の直近6ヶ月間の終値の単純平均値1,093円、直近3ヶ月間の終値の単純平均値1,069円、直近1ヶ月間の終値の単純平均値1,149円、直近1週間の終値の単純平均値1,116円、及び基準日終値1,097円を基に、対象者株式1株当たりの価値は1,069円～1,149円と分析しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者株式1株当たりの価値は693円～1,299円と分析しております。

DCF法では、対象者の事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割引引いて対象者の企業価値や株式価値を分析する手法であり、これにより対象者株式1株当たりの価値は、1,039円～2,128円と分析しております。

#### ② 算定の経緯

（本公開買付価格の決定に至る当社側の過程）

当社グループにおいては、当社グループに対象者を迎え入れ、業務提携を行うことで営業面でのシナジーが期待できると考え、対象者との間で、平成23年4月頃から資本及び業務提携について具体的な協議を開始し、その結果対象者が、当社グループとのシナジー効果が高く、さらに両社は取扱い製品及び

販売ルートに関する強い補完関係を有し、技術や人材の交流によりお互いの強みを生かすことで、顧客へのサービスの拡充を図ることが可能であるとの共通認識に至りました。

そして、当社及び対象者双方の企業価値の向上を図ることを目的として、平成 23 年 8 月 1 日付で、本公開買付けの実施を前提とした本資本業務提携契約を締結し、以下の経緯により本公開買付け価格を決定いたしました。

(i) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付け価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しない野村證券に対し、対象者株式の算定を依頼し、野村證券より本株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、野村證券から、本公開買付け価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を受領していません。

(ii) 当該意見の概要

本株式価値算定書によれば、野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行っております。

本株式価値算定書によると、採用した各手法に基づいて算定された対象者株式 1 株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

(a)	市場株価平均法	:	1,069 円～1,149 円
(b)	類似会社比較法	:	693 円～1,299 円
(c)	DCF 法	:	1,039 円～2,128 円

(iii) 当該意見を踏まえて本公開買付け価格を決定するに至った経緯

当社は、本株式価値算定書の算定結果に加えて、対象者に対する事業・法務・会計・税務にかかるデュー・ディリジェンスの結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて市場価格に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募株券等の数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者並びに本応募契約の相手方である櫻井恵氏、エスプランニング及び大西俊一氏との協議・交渉の結果を踏まえ、当社が対象者株主に対して対象者の株式の市場価値に適切なプレミアムを付した買付け価格を提示することが相当であると判断し、平成 23 年 8 月 1 日開催の取締役会において本公開買付け価格を 1 株当たり 1,540 円と決定いたしました。

（対象者における買付け等の価格の公平性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置）

対象者によれば、対象者は、本資本業務提携契約に定めた本公開買付け価格の適正性を判断するにあたり、対象者及び当社から独立した第三者算定機関であり、かつ、対象者及び当社の関連当事者に該当しないフィナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）に対象者の株式価値の算定を依頼し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券より対象者の株式価値算定書を平成 23 年 7 月 29 日付で受領しているとのことです（以下、当該株式価値算定書を「7 月対象者株式価値算定書」といいます。）。なお、対象者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券より、本公開買付け価格が財務的見地から対象者にとって妥当である旨の意見書を取得していないとのことです。

対象者によれば、三菱UFJモルガン・スタンレー証券が 7 月対象者株式価値算定書において対象者株式の価値分析に用いた手法は、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法であり、7 月対象者株式価値算定書において分析された対象者株式の 1 株当たりの価値は、以下のとおりとのことです。

(a)	市場株価法	:	1,069 円～1,149 円
(b)	類似会社比較法	:	1,241 円～1,459 円
(c)	DCF 法	:	1,431 円～1,593 円

市場株価法では、平成 23 年 8 月 1 日付プレスリリース「豊田通商株式会社およびエレマテック株式会

社の資本業務提携契約締結のお知らせ」による本公開買付けの実施予定の公表をした日の前営業日である平成 23 年 7 月 29 日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者株式の、直近 6 ヶ月間の終値平均値 1,093 円、直近 3 ヶ月間の終値平均値 1,069 円、直近 1 ヶ月間の終値平均値 1,149 円、及び基準日終値 1,097 円を基に、対象者株式の 1 株当たりの価値は、1,069 円～1,149 円と分析しているとのことです。

類似会社比較法では、対象者と事業内容が類似する上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を算定し、これにより対象者株式の 1 株当たりの価値は、1,241 円～1,459 円と分析しているとのことです。

DCF 法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、対象者の資本コストなど一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、これにより対象者株式の 1 株当たりの価値は、1,431 円～1,593 円と分析しているとのことです。

また、対象者によれば、対象者は、取締役会での検討及び意思決定に際しては、対象者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、同法律事務所より、本公開買付けの諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、必要な法的助言を受けているとのことです。

対象者によれば、対象者は、7 月対象者株式価値算定書の内容及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの法的助言等を踏まえ、平成 23 年 8 月 1 日に対象者取締役会（取締役 5 名中、出席取締役 3 名）を開催し、本公開買付けの諸条件について検討したとのことです。その結果、対象者取締役会は、本公開買付けの諸条件、資本業務提携による当社グループとのシナジー効果や補完関係等を総合的に考慮し、本公開買付けは対象者の企業価値及び株主共同の利益を向上させると思われることから、本公開買付けが実施された場合には本公開買付けの実施に賛同する旨、及び、本公開買付け価格は対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けが実施された場合には対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨することとしたい旨を、当該審議及び決議に参加した対象者取締役 3 名の全員一致で決議したとのことです。また、当該取締役会に出席した監査役（監査役 3 名全員出席）は、いずれも、本公開買付けが実施された場合には対象者取締役会が本公開買付けの実施に賛同するとともに対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明することについて、異議を申し述べていないとのことです。

対象者によれば、その後、対象者は、本公開買付けに関する意見の内容を検討するにあたって、平成 23 年 8 月 1 日付プレスリリース「豊田通商株式会社およびエレマテック株式会社の資本業務提携契約締結のお知らせ」による本公開買付けの実施予定の公表から 5 ヶ月以上の期間が経過し、その後の市場環境等の変化を考慮する必要があること並びに平成 23 年 10 月 17 日付「業績予想の修正に関するお知らせ」及び平成 23 年 10 月 31 日付平成 24 年 3 月期第 2 四半期決算短信により公表された対象者の平成 23 年度の業績予想修正の影響を考慮する必要があることから、本公開買付け価格の適正性を改めて判断するため、その参考資料として三菱UFJ モルガン・スタンレー証券より対象者の株式価値算定書を平成 24 年 1 月 13 日付で受領しているとのことです（以下、「1 月対象者株式価値算定書」といいます。）。なお、対象者は、三菱UFJ モルガン・スタンレー証券より、本公開買付け価格が財務的見地から対象者にとって妥当である旨の意見書を取得していないとのことです。対象者によれば、三菱UFJ モルガン・スタンレー証券が 1 月対象者株式価値算定書において対象者株式の価値分析に用いた手法は、市場株価法、類似会社比較法及び DCF 法であり、1 月対象者株式価値算定書において分析された対象者株式の 1 株当たりの価値は、以下のとおりとのことです。

(a)	市場株価法	:	1,069 円～1,149 円
(b)	類似会社比較法	:	1,215 円～1,520 円
(c)	DCF 法	:	1,491 円～1,649 円

市場株価法では、平成 23 年 8 月 1 日付プレスリリース「豊田通商株式会社およびエレマテック株式会社の資本業務提携契約締結のお知らせ」による本公開買付けの実施予定の公表を通じ、本公開買付けの実施を実質的に織り込む内容で対象者の株価が上昇したと考えられることを踏まえ、かかる公表による



影響を受ける直前の営業日である平成 23 年 7 月 29 日を基準日としており、7 月対象者株式価値算定書と同じであるとのことです。

類似会社比較法では、対象者と事業内容が類似する上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を算定し、これにより対象者株式の 1 株当たりの価値は、1,215 円～1,520 円と分析しているとのことです。

DCF 法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、対象者の資本コストなど一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、これにより対象者株式の 1 株当たりの価値は、1,491 円～1,649 円と分析しているとのことです。

対象者によれば、対象者は、1 月対象者株式価値算定書の内容及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの法的助言等を踏まえ、平成 24 年 1 月 16 日にも対象者取締役会（取締役 5 名中、出席取締役 3 名）を開催し、本公開買付けに関する諸条件について、改めて慎重に検討したとのことです。その結果、対象者取締役会は、本公開買付けは本資本業務提携契約に基づく資本提携の一環であり、対象者の企業価値及び株主共同の利益を向上させ、今後の対象者の成長に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けの実施に賛同するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を、決議に参加した取締役の全会一致で決議したとのことです。また、当該取締役会に出席した監査役（監査役 3 名全員出席）は、いずれも、対象者取締役会が本公開買付けの実施に賛同するとともに対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明することについて、異議を申し述べていないとのことです。

なお、対象者によれば、対象者の取締役である櫻井恵氏及び大西俊一氏は、当社との間で本応募契約をそれぞれ締結しているため、利益相反防止の観点から、本資本業務提携契約の締結及び本公開買付けに関する対象者取締役会の審議及び決議には参加していないとのことです。

### ③ 算定機関との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である野村證券は、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

### (5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
10,441,500 株	一株	10,441,500 株

(注 1) 応募株券等の総数が買付予定数の上限（10,441,500 株）以下の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限（10,441,500 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注 2) 単元未満株式も本公開買付けの対象となります。なお、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注 3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

### (6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 一%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 一%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	104,415 個	(買付け等後における株券等所有割合 51.00%)

対象者の総株主の議決権の数	204,634 個	
---------------	-----------	--

(注1)「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(10,441,500株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2)「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が平成23年11月11日付で提出した第66期第2四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象となるため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、単元未満株式に係る議決権の数(上記第2四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の単元未満株式10,273株から、対象者の平成23年10月31日付平成24年3月期第2四半期決算短信に記載された平成23年9月30日現在の対象者が保有する自己株式の数(678,858株)のうちの単元未満自己株式58株を控除した、10,215株に係る議決権の数である102個)を、上記第2四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の総株主の議決権の数204,634個に加えて、「対象者の総株主等の議決権の数」を204,736個として計算しております。

(注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 16,080 百万円

(注) 買付代金は、買付予定数(10,441,500株)に本公開買付価格(1株当たり1,540円)を乗じた金額を記載しています。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日

平成24年3月5日(月曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みます。)の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://nc.nomura.co.jp/>)にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります)。

④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、その旨指示してください)。

(9) その他買付け等の条件及び方法

①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の上限(10,441,500株)以下の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。

応募株券等の総数が買付予定数の上限(10,441,500株)を超える場合は、その超える部分の全部又

は一部の買付けを行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に 1 単元（100 株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる 1 単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき 1 単元（追加して 1 単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付けを行います。ただし、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる 1 単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を 1 単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に 1 単元未満の株数の部分がある場合は当該 1 単元未満の株数）減少させるものとし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定します。

#### ②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含み、以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イないしリ及びブないしソ、第 3 号イないしチ及びヌ、並びに同条第 2 項第 3 号ないし第 6 号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事由に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、②対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

#### ③買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付け期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

#### ④応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付け期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付け期間末日の 15 時 30 分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に公開買付け応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付け期間末日の 15 時 30 分までに到達することを条件とします。なお、野村ネット & コールにおいて応募された契約の解除は、野村ネット & コールのウェブサイト

(<https://nc.nomura.co.jp/>) 上の操作又は解除書面の送付により行ってください。野村ネット&コールのウェブサイト上の操作による場合は当該ウェブサイトに記載される方法に従い、公開買付期間末日の15時30分までに解除手続きを行ってください。解除書面の送付による場合は、予め解除書面を野村ネット&コール カスタマーサポートに請求したうえで、野村ネット&コール宛に送付してください（公開買付けに応募した際に公開買付代理人より受付票が交付されていた場合は、当該受付票を解除書面に添付してください）。野村ネット&コールにおいても、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到着することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村証券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(その他の野村証券株式会社全国各支店)

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

#### ⑤買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

#### ⑥訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

#### ⑦公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

#### (10) 公開買付開始公告日

平成24年1月17日（火曜日）

#### (11) 公開買付代理人

野村証券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

### 3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

#### (1) 公開買付け後の方針等

前記「1. 買付け等の目的」をご参照下さい。

#### (2) 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けによる当社の連結業績及び個別業績への影響については現在精査中であり、今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には速やかに関示いたします。

#### 4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

前記「1. 買付け等の目的」の「(4) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照下さい。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

該当事項はありません。

(添付) 平成 23 年 8 月 1 日付プレスリリース「豊田通商株式会社およびエレマテック株式会社の資本業務提携契約締結のお知らせ」

以 上

**【インサイダー規制】**

このプレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第 167 条第 3 項及び同施行令第 30 条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、このプレスリリースの発表（平成 24 年 1 月 16 日午後 3 時半 東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された時刻）から 12 時間を経過するまでは、対象者の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分ご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

**【勧誘規制】**

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、本公開買付けに係る売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みまたは買付け等の申込みに対する承諾をされる際は、必ず本公開買付けの公開買付者である当社が作成する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みの勧誘、購入の申込みに該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

**【将来予測】**

このプレスリリースには、当社が本公開買付けにより対象者株式を取得した場合における、当社の経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載しています。実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。

**【その他の国】**

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースは、本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘を構成するものではなく、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。